

社会福祉法人シャローム会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シャローム会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の報酬等)

第3条 常務理事には月額報酬8万円を支払うこととする。

2 常務理事以外の理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 常務理事以外の理事が法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 施設の職員を兼ね、職員給与を支給している役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直近の銀行営業日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 本規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

この規程は、平成27年5月16日より適用する。

この規程は、平成27年10月17日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000 円 (税抜き)
理事業務等 (一日)	5,000 円 (税抜き)
理事業務等 (半日)	2,500 円 (税抜き)

別表2

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000 円 (税抜き)
監事監査指導報酬等 (一日)	5,000 円 (税抜き)
監事監査指導報酬等 (半日)	2,500 円 (税抜き)